

2010年11月12日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家外貨管理局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第135号)

国家外貨管理局、対外保証管理に係る新規定を公布

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は2010年7月30日付で、『国内機関の対外保証管理に関する問題についての通達』(匯発[2010]39号、以下、『通達』という)を公布しました。『通達』は近年活発化している中国企業の国外投資を促進する政策の一環として公布されたもので、中国企業の国外拠点が現地で借入などを行う場合における中国からの保証差入手続の簡素化や資格条件の緩和を図ったものです。

国家外貨管理局は昨年、『国内企業の国外貸付に関する外貨管理問題についての通達』(匯発[2009]24号)や『国内機関の国外直接投資外貨管理規定』(匯発[2009]30号)といった、国外貸付や国外直接投資に係る規定を公布。『通達』はこうした国外投資に関する規定を補うものとして公布されたものと考えられます。

『通達』では、銀行が借入や債券発行などに係る融資性保証を差し入れる場合、外貨管理局での個別審査を撤廃し、すべて限度額管理に変更したほか、被保証人に関する国内機関との持分関係や純資産比率、営利状況などの資格条件をほぼ撤廃しました。こうした措置により、銀行による融資性対外保証差入の業務範囲が従前に比べ大幅に緩和されることとなります。また、企業が保証人となる場合においても、財務指標に係る制限や営利状況に関する条件なども従来に比べ緩和が図られています。

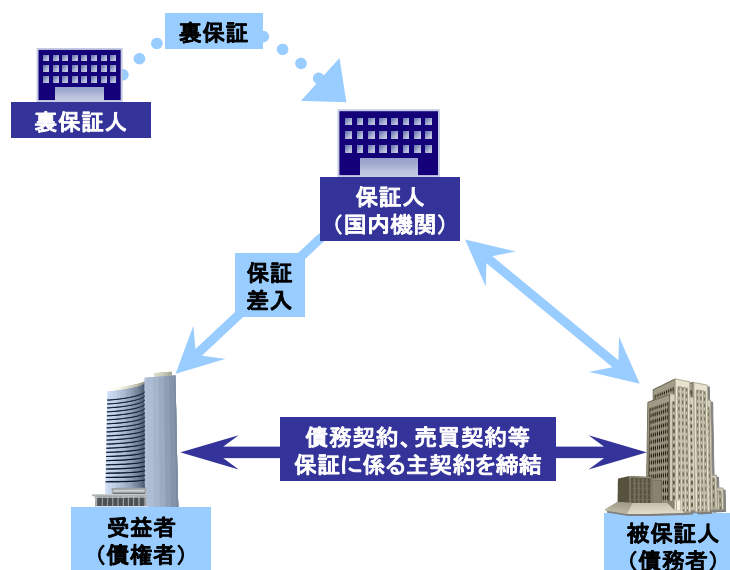
『通達』の概要につきましては、以下をご参照ください。

□ 対外保証の定義

『通達』第1条では、対外保証について、以下のように定義されています。

第1条 本通達における対外保証とは、国内機関(保証人)が『中華人民共和国担保法』、『中華人民共和国物権法』および『国内機関の対外保証管理弁法』の規定に基づき、保証、抵当もしくは質入等の形式によって、国外機関(保証受益者)に対し、債務者(国内外機関)が契約の約定に基づいた義務を履行しないときに、保証人が義務を履行すること、もしくは受益者が『中華人民共和国担保法』、『中華人民共和国物権法』の規定に基づき、抵当物、質物を競売、換金した代金で優先償還を受ける行為のことをいう。

【図表1】 対外保証の定義(イメージ図)



また、『通達』では、対外保証を、「融資性対外保証」と「非融資性対外保証」の2つに分類し、以下のように規定しています。

融資性対外保証	保証に係る主契約が融資の性質を有している対外保証のこと。借入、債券発行、ファイナンスリース等に対する保証、および国家外貨管理局が認定するその他の対外保証形式を含むが、それに限定されるものではない。
非融資性対外保証	融資性対外保証以外のその他の形式の対外保証のこと。品質保証、プロジェクト完工責任保証、入札・応札保証、前受金保証、延払保証、貨物売買契約に係る契約履行責任保証、および国家外貨管理局が認定するその他の対外保証形式を含むが、それに限定されるものではない。

□ 銀行による対外保証の差入

従来、銀行が融資性保証を差し入れる場合、被保証人は国内機関との持分関係、純資産比率、収益状況などに対して規制が設けられていました。それが『通達』では、「銀行が融資性対外保証を差し入れる場合、外管局が査定した指標の範囲内に厳格にコントロールされなければならない、被保証人は、国内機関との持分関係、純資産比率および収益状況等の制限を受けない」(第10条)とし、制限が撤廃されました。

ただし、銀行が差し入れる非融資性対外保証については、限度額管理に組み入れず、外貨管理局の認可も不要であるとしているものの、被保証人の条件に関して、「被保証人もしくは受益者のうち少なくとも一方が国内において法に基づき設立登記された法人であること、または少なくとも一方が、国内機関が規定に基づき国外で設立し、出資または間接出資する機関でなければならない」(第11条)と規定することにより、一定のリスク抑制を図っています。

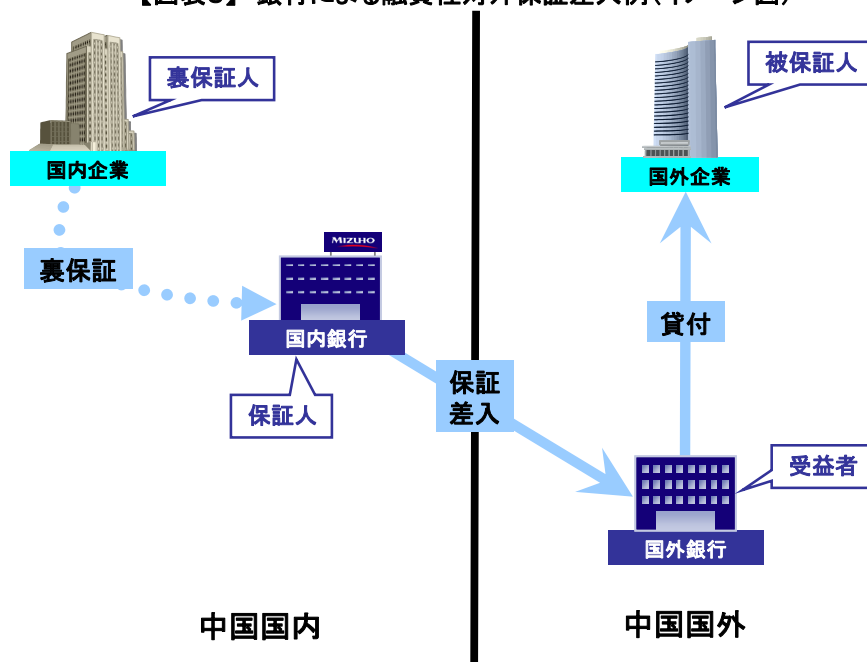
【図表2】 被保証人に係る規制緩和（銀行による融資性対外保証差入の場合）

	従前	『39号通達』
被保証人の 資格要件	✓ 国内機関 ✓ 国内企業が国外に設立した全額出資附属企業もしくは出資先企業	✓ 国内機関 ✓ 国外機関（国外機関の持分関係に係る制限を撤廃）
被保証人の 財務状況	✓ 被保証人が国外機関の場合、以下の条件に合致しなければならない - 被保証人が貿易型企業の場合、純資産と総資産の比率が原則として10%を下回らないこと。 - 被保証人が非貿易型企業の場合、純資産と総資産の比率が原則として15%を下回らないこと。 - 被保証人は赤字企業であってはならない。	✓ 財務状況に係る制限を撤廃

（『国内機関の対外保証管理弁法』（銀発[1996]302号）、『国内機関の対外保証管理弁法実施細則』（[97]匯政発字第10号、『通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

図表3は、国内銀行が国外企業のために、国外銀行に対して対外保証を差し入れているスキームの一例です。こうしたスキームのように、国内銀行が保証人で、被保証人が国外企業である場合、上述のような大幅な規制緩和措置により、国内銀行の業務範囲が従前に比べ、拡大されることになります。

【図表3】 銀行による融資性対外保証差入例（イメージ図）



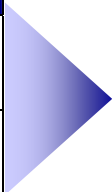
□ 企業による対外保証の差入

『通達』では、国内のノンバンク金融機関および企業が対外保証を差し入れる場合、原則として外貨管理局の個別認可を受ける必要があると規定していますが、『通達』第13条では、「対外保証業務の件数が多く、内部管理が規範性を有しているノンバンク金融機関および企業（外商独資企業を含む）は、その差し入れる対外保証（融資性および非融資性保証を含む）について、本通達第5、8条に定める手続を参照し、法人名義で、外管局に対して残高指標の査定を申請することができる」とし、一定の条件を満たす企業であれば、銀行同様、対外保証に

ついて残高管理が実施できると規定しています。しかし現在、残高管理を申請、実施している企業は国有大手企業数社に限られていると言われていた（国家外貨管理局資本項目管理司による談話）。なお、従来、外商独資企業による対外保証の差入は、対外保証管理の対象外でしたが、『通達』では、外商独資企業による対外保証差入も管理対象に含めているため注意が必要です。

また企業が保証人となる場合、従前は、純資産と総資産の比率について、貿易型企業の場合は15%を、非貿易型企業の場合は30%を下回ってはならないとされていましたが、『通達』では、「保証人が企業である場合、その純資産と総資産との比率は、原則として15%を下回ってはならない」（第13条第2項）とし、一律15%に統一しています。

**【図表4】 純資産と総資産の比率に係る条件
（企業による対外保証差入の場合）**

	従前		『通達』
貿易型企業	15%		15%に統一
非貿易型企業	30%		

さらに『通達』では、ノンバンク金融機関および企業が対外保証を差し入れる場合、被保証人に対して、以下のような国内機関との持分関係や営利状況に関する条件を設けています。

✓ **【保証人がノンバンク金融機関の場合】**

被保証人は必ず国内で法に基づき設立登記された法人、もしくは国内機関が規定に基づき国外に設立し、出資もしくは間接出資している機関であること。

【保証人が企業の場合】

被保証人は必ず保証人が定められた手順に基づき国内外に設立し、出資もしくは間接出資している企業であること。

✓ 被保証人の純資産額がプラスであること。

✓ 被保証人が直近3年以内において少なくとも1年は黒字であること。被保証人が資源開発等の長期プロジェクトに従事している場合は直近5年以内において少なくとも1年は黒字であること（ただし被保証人が設立後3年[一般企業の場合]、もしくは5年[資源開発企業]に満たない場合、黒字であることの強制的要求はない）。

上述のほか、『通達』では対外保証に係る保証履行の手続や、裏保証の手続について規定しています。詳細につきましては、以下にございます日本語訳（仮訳）および13ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

国家外貨管理局

匯発[2010]39号

『国内機関の対外保証管理に関する問題についての通達』

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深セン・大連・青島・アモイ・寧波市分局、国内各外貨指定銀行本店：

国内機関による対外保証差入管理の改革を深化させ、国内機関の国際経済金融協力への参与を支援するため、『国内機関の対外保証管理弁法』（銀発[1996]302号）（以下、『弁法』という）に基づき、国家外貨管理局は国内機関の対外保証差入に係る管理方式をさらに調整することを決定した。ここに、関連する問題について以下のように通知する：

1. 本通達における対外保証とは、国内機関（保証人）が『中華人民共和国担保法』、『中華人民共和国物権法』および『弁法』の規定に基づき、保証、抵当もしくは質入等の形式によって、国外機関（保証受益者）に対し、債務者（国内外機関）が契約の約定に基づいた義務を履行しないときに、保証人が義務を履行すること、もしくは受益者が『中華人民共和国担保法』、『中華人民共和国物権法』の規定に基づき、抵当物、質物を競売、換金した代金で優先償還を受ける行為のことをいう。

国内機関が対外保証を差し入れる場合、被保証人は国外機関であるが保証受益者が国内機関であるときは、対外保証と見なして管理し、本通達の規定を適用する。

本通達における融資性対外保証とは、保証に係る主契約が融資の性質を有している対外保証のことを指し、借入、債券発行、ファイナンスリース等に対して差し入れる保証、および国家外貨管理局が認定するその他の対外保証形式を含むが、それに限定されるものではない。

本通達における非融資性対外保証とは、融資性対外保証以外のその他の形式の対外保証のことを指し、品質保証、プロジェクト完工責任保証、入札・応札保証、前受金保証、延払保証、貨物売買契約に係る契約履行責任保証、および国家外貨管理局が認定するその他の対外保証形式を含むが、それに限定されるものではない。

本通達における企業とは、銀行・ノンバンク金融機関以外の、法に基づき設立された非金融機関法人のことを指す。

2. 国家外貨管理局は、国内機関が差し入れる対外保証に対して、残高管理もしくは個別認可による管理方式を実施する。国家外貨管理局は、国内銀行が差し入れる融資性対外保証に対して、残高管理を実施する。

ノンバンク金融機関および企業が差し入れる対外保証は、個別認可を主とするが、一定の条件を具えている場合、残高管理を実施することができる。

3. 保証業務の取扱資格を有する国内銀行が融資性対外保証を差し入れる場合、所在地の国家外貨管理局分局・支局、外貨管理部（以下、「外管局」という。そのうち分局および外貨管理部を「外管局分局」という）に対して、対外保証残高指標（以下、「指標」という）を申請することができる。外管局が査定した指標範囲内において、銀行は融資性対外保証を自ら差し入れることができ、個別に外管局に対して認可を申請する必要はない。

保証業務の取扱資格を有する国内銀行が差し入れる非融資性対外保証は、指標による制限を受けず、個別に外管局に対して認可を申請する必要はない。ただし、業種監督管理部門の関連リスク管理規定に合致していなければならない。

4. 国内銀行は、以下の原則に基づき指標を申請する。

- (1) 国内法人銀行は、必ず法人名義で申請を提出しなければならない。

- (2) 国内に法人機関を設立していない外国銀行支店は、単独で申請を提出することができ、また指標に対して集中管理を実施している国内関連銀行（支店）の主管店が統一して指標の申請を提出することもできる。

5. 国内銀行は、毎年4月15日までに、所在地の外管局に対して、当該年度の指標の申請を行い、所在地の外管局分局が集計し、併せて一次審査を行う。

各外管局分局は一次審査後、『×××年対外保証残高指標ニーズ表』（添付書類1参照）を記入し、外管局分局および各銀行の指標申請報告とともに、集中して国家外貨管理局に認可を報告し、併せて外管局分局は、認可を受けた指標を銀行に配分する。

当該年度の指標に係る査定を受ける前は、前年度の指標は引き続き有効である。当該年度の指標が削減される場合、銀行は、融資性対外保証残高を当該年度の指標の範囲内に削減するまで、新たな対外保証業務を取り扱うことはできない。

銀行が初めて指標を申請する場合、必要に基づき、所在地の外管局分局を経由して国家外貨管理局に指標査定の申請を提出することができる。

6. 外管局は、主として、銀行の人民元・外貨を合算した払込資本、営業運転資金もしくは外貨純資産の規模等に基づき、銀行のために指標を査定する。外管局は、銀行の前年度の対外保証履行および対外保証のコンプライアンス状況、外貨管理規定の執行に係る考課状況、当該年度の業務発展計画、ならびに当該年度の国の国際収支状況および政策コントロールの必要等を参考として相応する調整を行うことができる。
7. 単一の銀行の指標は原則として、その人民元・外貨合算の払込済資本もしくは営業運転資金の50%、またはその外貨純資産の額を超えてはならない。
8. 銀行が年度指標を申請する場合、以下の書類を提出しなければならない：
 - (1) 申請報告書および『国内機関が差し入れる対外保証残高指標申請表』（添付書類2参照）
 - (2) 前年度の連結貸借対照表および損益計算書、ならびに外貨資金の出所と運用状況表（初回申請の場合、金融業務許可証、営業許可証のコピーを提出すること）
 - (3) 前年度の対外保証業務およびコンプライアンス状況（新設銀行は除く）
 - (4) 当該年度の業務発展計画
 - (5) 外管局が要求するその他の資料。
9. 残高管理を実施する国内銀行は、その指標を当該銀行が直接使用することができ、また当該銀行の国内支店・サブランチ（指標に対して集中管理を実施し、国内に法人機関を設立していない外国銀行の支店・サブランチを含む）に配分して使用することもできる。
10. 銀行が融資性対外保証を差し入れる場合、外管局が査定した指標の範囲内に厳格にコントロールされなければならない。被保証人は、国内機関との持分関係、純資産比率および収益状況等の制限を受けない。ただし、国の担保に関する法律法規および業界監督管理部門の関連管理規定に合致していなければならない。
11. 銀行が非融資性対外保証を差し入れる場合、その被保証人もしくは受益者のうち少なくとも一方が国内において法に基づき設立登記された法人であること、または少なくとも一方が、国内機関が規定に基づき国外で設立し、出資または間接出資する機関でなければならない。

12. 銀行本店もしくは指標に対して集中管理を実施している主管店は、遅滞なく銀行全体の対外保証状況を集計し、併せて毎月の月初5営業日以内に、所在地の外管局で、対外保証定期届出手続を行い、『国内銀行対外保証集計届出表』、『国内銀行の新規契約分の融資性対外保証に係る個別届出表』および『国内銀行融資性対外保証履行個別届出表』[添付書類3(1)、(2)、(3)参照]を記入しなければならない。銀行が上述の規定に基づき届出手続を行った場合、登記したものとみなし、外貨管理局は、銀行に対して対外保証登記証明文書を別途発給しない。

銀行の国内の支店・サブブランチ名義で対外保証を差し入れる場合、当該支店・サブブランチは上述の要求に基づき、所在地の外管局に対して関連データを報告のために送付しなければならない。ただし外管局のシステムの対外保証データ統計には含めない。

銀行が指標の範囲内で融資性対外保証を差し入れる場合、外管局への届出を発効要件とはしない。指標の範囲を超えて勝手に対外保証を差し入れた場合、『弁法』等の規定に基づき処理する。

13. 国内のノンバンク金融機関および企業が対外保証を差し入れる場合、外管局に対して個別認可を申請しなければならない。対外保証業務の件数が多く、内部管理が規範性を有しているノンバンク金融機関および企業（外商独資企業を含む）は、その差し入れる対外保証（融資性および非融資性保証を含む）について、本通達第5、8条に定める手続を参照し、法人名義で、外管局に対して残高指標の査定を申請することができる。査定を受けた指標の範囲内において、国内のノンバンク金融機関および企業が対外保証を差し入れる場合、外管局に対して個別に認可を申請する必要はない。

(1) 保証人がノンバンク金融機関である場合、その指標の査定は本通達第6、7条に基づき取り扱う。

(2) 保証人が企業である場合、その純資産と総資産との比率は、原則として15%を下回ってはならない。外管局が企業のために査定する残高指標もしくは個別認可する対外保証残高は、その純資産の50%を下回ってはならない。

14. ノンバンク金融機関および企業が対外保証を差し入れる場合、以下の規定を遵守しなければならない：

(1) ノンバンク金融機関および企業が対外保証を差し入れる場合、被保証人は以下の条件を満たしていなければならない：

① 保証人がノンバンク金融機関である場合、被保証人は必ず国内で法に基づき設立登記された法人もしくは国内機関が規定に基づき国外に設立し、出資もしくは間接出資している機関であること。

保証人が企業である場合、被保証人は必ず保証人が定められた手順に基づき国内外に設立し、

出資もしくは間接出資している企業であること。

- ② 被保証人の純資産額は、プラスであること。
- ③ 被保証人が直近3年以内において少なくとも1年は黒字であること。被保証人が資源開発等の長期プロジェクトに従事している場合、直近5年以内において少なくとも1年は黒字であること。被保証人が設立後3年（一般企業の場合）、もしくは5年（資源開発企業）に満たない場合、黒字であることの強制的要求はない。

国内の不動産開発企業が、非居住者の家屋担保ローンのために国内銀行に対して差し入れる買い戻し保証は、本項が定める制限を受けない。

- (2) 残高管理を実施するノンバンク金融機関および企業が、以下の状況に該当する対外保証を差し入れる場合、必ず個別に外管局に対して認可を求めなければならない：

- ① 差し入れ予定の対外保証が、指標規模、純資産額および収益条件等の面で、本通達および関連規定に合致しない場合、外管局分局を経由して個別に国家外貨管理局の認可を求めること。
- ② 保証対象が融資契約に係る債務償還義務であり、被保証人の融資目的が国外企業（目標会社）の持分買収である場合、もしくは被保証人が国外企業（目標会社）の持分譲渡契約に係る持分の譲受側（支払側）であり、保証対象が持分譲渡契約に係る持分譲渡代金の支払義務である場合、保証人所在地の外管局分局に対して認可を求めなければならない、かつ保証人は関係企業（被保証人もしくはその関連企業）が国外で参加するプロジェクトへの投資もしくは買収に対する国の国外投資主管部門による承認文書を提出しなければならない（関連するオペレーションガイドラインは添付書類4参照）。

外管局の個別認可を受けた対外保証は、指標によるコントロールの範囲に含まれる。指標が不足する場合、外管局は、個別認可の際に、同時にその指標を調整する。

- (3) 残高管理を実施していない外商独資企業は、一般企業の管理原則を参照し、対外保証の個別認可、個別登記等の関連手続を行わなければならない。
- (4) ノンバンク金融機関および企業は、対外保証契約調印後15日以内に、所在地の外管局に赴き、対外保証に係る個別登記手続を行わなければならない。残高管理を実施する対外保証について、所在地の外管局は、関連規定に基づき、保証人自身を除く、その他の資格条件に対して審査を行い、併せて対外保証登記証明文書を発行する。

15. 国内機関の対外保証に保証履行が発生した場合、以下の規定に基づき、保証履行に係る手続を行わなければならない。

- (1) 銀行が融資性対外保証および非融資性対外保証を差し入れ、対外保証履行が発生した場合、自ら対外保証の履行に係る対外支払手続を行うことができる。その対外保証の保証履行に係る資金は、自らが提供する外貨立替金、裏保証人が外貨もしくは人民元によって交付した保証金、または債務のデフォルト発生後に裏保証人が支払った資金を出所とすることができる。

ノンバンク金融機関および企業に対外保証の保証履行が発生した場合、必ず所在地の外管局で個別に認可を申請しなければならない、その対外保証の保証履行手続を行う際には外貨を購入することができる。

- (2) 銀行もしくはノンバンク金融機関が保証人であり、その裏保証人が裏保証の支払義務を積極的に履行することができる場合、裏保証人は保証履行の証明文書に基づき、銀行で外貨の購入もしくは支払手続を直接取り扱うことができ、保証人は、関連外貨資金の口座入金を自ら取り扱うことができる。対外保証に係る債務者が保証人に対する返済義務を積極的に履行する場合、債務者、保証人は、それぞれの資金の支払・受取手続を自ら行うことができる。

債務者もしくは裏保証人が各種原因によって返済、保証履行の義務を積極的に履行できず、保証人が合法的手段によって債務者もしくは裏保証人から人民元資金を回収した場合、銀行の債務者に代わっての外貨の買取・売渡に関する規定を参照し、外貨の購入をすることができる。

- (3) 企業が保証人である場合、もしくは第2項における裏保証人である場合、その債務者に対する求償により得た資金が外貨であるときは、外管局の認可を受けた後に、外貨の元転を行うことができる。

16. 国内の保険会社が対外保証を差し入れる場合、そのデータ送付および保証履行は、銀行を参照して管理を行う。すなわち対外保証の保証履行には外貨管理局の認可を必要とせず、併せて第12条に基づき対外保証の定期届出を実施する。

17. 国内機関が対外保証を差し入れる場合、すべて以下の規定を適用する。

- (1) 国内機関が対外保証を差し入れる場合、国の担保に関する法律、法規および業種監督管理部門と担保業務に関連する管理規定に合致していなければならない、併せて関連するリスクコントロールを強化しなければならない。

- (2) 国内機関が対外保証を差し入れ、被保証人が国内外に設立した合併企業である場合、それが差し入れられる対外保証は、国内外機関による持分投資比率の制限を受けない。
 - (3) 国外投資企業のために融資性対外保証を差し入れる場合、保証に係る資金は、貸借、持分投資もしくは証券投資等の形式で直接的に、または第三者を経由して間接的に国内に戻し入れて使用してはならない。国内保証人もしくは国外投資企業の国内親会社は、被保証人が取得する資金が被保証人の国外における生産経営活動に使用されるように監督しなければならない。
 - (4) 国内機関が非融資性対外保証を差し入れる場合、業務の具体的な必要に基づき、保証義務が漏れなく叙述されているとの前提において、契約に明確な保証金額および期間を約定しないことができる。対外保証に係る認可、登記、届出手続を行う場合、外管局もしくは保証人は、保証契約において保証側の支払義務との関連度が最も高い金額および期間を、保証に係る関連履行義務の参考金額および期間であると確定することができる。ただし保証人の保証に係る実際の支払義務は、参考金額および期間による制限を受けない。
 - (5) 対外保証に係る債務金額は、保証人の外貨収入規模による制限を受けない。
 - (6) 本通達に別途規定のある場合を除き、国内機関は『弁法』、『国内機関の対外保証管理弁法実施細則』〔97〕匯政発字第10号、以下『細則』という)およびその他の関連規定に基づき対外保証の契約調印、登記、変更、保証履行、および登記抹消手続を行わなければならない。
 - (7) 対外保証に係る債権および債務の譲渡は、外貨管理規定に合致していなければならない。
18. 国内機関が、国内もしくは国外機関(債務者)のために、その国外保証人に対して裏保証を差し入れる場合、対外保証として管理する。裏保証を差し入れる国内機関および被保証人としての国内機関もしくは国外機関は、必ず本通達の規定に合致していなければならない。
- 国内機関が対外保証の規定に基づき、国内もしくは国外機関(債務者)のために対外保証を差し入れ、その他の国内機関が、債務者に対外保証を差し入れる国内機関に対して裏保証を差し入れる場合、対外保証としての管理は行わない。ただし関連する外貨管理規定に合致していなければならない。
19. 保証人が対外的に提供する抵当、質入等は、抵当物・質物の主管部門の関連規定に合致していなければならない。
- 保証人が自身の合法的な対外債務もしくはその他の対外支払義務のために対外抵当、対外質入等を提供する場合、対外保証に係る資格条件の制限を受けず、指標管理もしくは外管局への個別認可申請に組み入れ

る必要はない。ただし所在地の外管局に赴き、対外保証に係る定期届出もしくは個別登記を行わなければならない。対外保証の保証履行が発生した場合、ノンバンク金融機関および企業は、外管局に対して個別認可を申請しなければならない。

保証人が第三者の債務のために抵当、質入を提供する場合、特殊な規定がある場合を除き、資格、条件面においては、第三者による保証と同一の外貨管理規定を適用する。

20. 外管局は、国内機関の対外保証業務に対して監督検査を行わなければならない。勝手に対外保証を差し入れた場合、認定された指標を超えて対外保証を差し入れた場合、もしくは本通達等の関連規定に基づかずに対外保証業務を行った場合、外管局はその状況に応じて当該年度の指標削減、残高管理から個別認定方式への変更等の措置をとることができる。併せて『中華人民共和国外国為替管理条例』およびその他の関連規定に基づき処罰することができる。状況が深刻な場合、規定に基づきその対外保証業務を暫時停止する。
21. 各外管局分局は本通達を受領後、速やかに管轄区内の中心支局および金融機関に転送しなければならない。
22. 本通達は、公布日より施行する。『弁法』第5条第1項、『細則』第21条は、本通達公布日より執行を停止する。2005年8月16日に公布した『国内銀行が国外投資企業のために差し入れる融資性対外保証の管理方式の調整に関する国家外貨管理局の通達』(匯発[2005]61号)等の関連する規範性文書は同時に廃止する(詳細は添付書類5参照)。国家外貨管理局が公布したその他の法規が本通達の関連する内容と一致しない場合、本通達の規定を基準とする。

- 添付書類1 : 『×××年対外保証残高指標ニーズ表』(略)
- 添付書類2 : 『国内機関が差し入れる対外保証残高指標申請表』(略)
- 添付書類3 : 『国内銀行対外保証集計届出表』(略)、『国内銀行の新規契約分の融資性対外保証に係る個別届出表』(略)、『国内銀行融資性対外保証履行個別届出表』(略)
- 添付書類4 : 『国内機構が差し入れる対外保証個別認定申請表』(略)、『国内機構が差し入れる対外保証個別認可オペレーションガイドライン』(略)
- 添付書類5 : 『対外保証廃止文書一覧』(略)

【 日本語仮訳 : みずほ総合研究所 理事 桑田良望 】

国家外汇管理局
汇发[2010]39 号
关于境内机构对外担保管理问题的通知

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；境内各外汇指定银行总行：

为深化境内机构提供对外担保管理改革，支持境内机构参与国际经济金融合作，根据《境内机构对外担保管理办法》（银发[1996]302 号）（以下简称《办法》），国家外汇管理局决定进一步调整境内机构提供对外担保管理方式。现就有关问题通知如下：

- 一、 本通知所称对外担保，是指境内机构（担保人）根据《中华人民共和国担保法》、《中华人民共和国物权法》及《办法》的规定，以保证、抵押或者质押等形式，向境外机构（担保受益人）承诺，当债务人（境内外机构）未按照合同约定履行义务时，由担保人履行义务或者由受益人依照《中华人民共和国担保法》、《中华人民共和国物权法》的规定，将抵押物、质物折价拍卖、变卖的价款优先受偿的行为。

境内机构对外提供担保，如被担保人为境外机构、而担保受益人为境内机构，视同对外担保管理，适用本通知规定。

本通知所称融资性对外担保，是指担保项下主合同具有融资性质的对外担保，包括但不限于为借款、债券发行、融资租赁等提供的担保，以及国家外汇管理局认定的其他对外担保形式。

本通知所称非融资性对外担保，是指除融资性对外担保以外的其他形式的对外担保，包括但不限于质量担保、项目完工责任担保、招投标担保、预付款担保、延期付款担保、货物买卖合同下的履约责任担保以及国家外汇管理局认定的其他对外担保形式。

本通知所称企业，是指除银行、非银行金融机构以外依法成立的非金融机构法人。

- 二、 国家外汇管理局对境内机构提供对外担保实行余额管理或者逐笔核准的管理方式。国家外汇管理局对境内银行提供融资性对外担保实行余额管理；对非银行金融机构和企业提供对外担保以逐笔核准为主，具备一定条件的可以实行余额管理。
- 三、 具有担保业务经营资格的境内银行提供融资性对外担保，可向所在地国家外汇管理局分支局、外汇管理部（以下简称外汇局，其中分局和外汇管理部简称为外汇分局）申请对外担保余额指标（以下简称

指标)。在外汇局核定的指标内, 银行可自行提供融资性对外担保, 无须逐笔向外汇局申请核准。

具有担保业务经营资格的境内银行提供非融资性对外担保, 不受指标控制, 无须逐笔向外汇局申请核准, 但应符合行业监管部门的相关风险管理规定。

四. 境内银行按照以下原则提出指标申请:

(一) 境内法人银行须以法人为主体提出申请。

(二) 在境内没有设立法人机构的外国银行分行, 可单独提出申请, 也可由对指标实行集中管理的境内关联银行(分行)的主报告行统一提出指标申请。

五. 境内银行应在每年 4 月 15 日之前向所在地外汇局提出当年度指标申请, 由所在地外汇分局汇总并初审。

各外汇分局初审后, 填写《×××年对外担保余额指标需求表》(见附件 1), 连同外汇分局和每家银行的指标申请报告, 集中报国家外汇管理局核准, 并由外汇分局将核准的指标核定给银行。

在当年度指标核定前, 上年度指标继续有效。当年度指标被调减的, 银行在将融资性对外担保余额调减至当年度指标范围以前, 不得办理新的对外担保业务。

银行初次申请指标, 可根据需要, 经所在地外汇分局向国家外汇管理局提出核定指标的申請。

六. 外汇局主要依据银行本外币合并的实收资本、营运资金或外汇净资产规模等为银行核定指标。外汇局可参考银行上年度对外担保履约和对外担保合规情况、执行外汇管理规定考核情况、当年度业务发展规划, 以及当年度国家国际收支状况和政策调控需要进行相应调整。

七. 单家银行的指标原则上不得超过其本外币合并的实收资本或营运资金的 50%, 或者其外汇净资产数额。

八. 银行申请年度指标, 需提交以下材料:

(一) 申请报告以及《境内机构提供对外担保余额指标申请表》(见附件 2);

(二) 上年度合并的资产负债表和损益表, 以及外汇资金来源及运用情况表(如系初次申请, 还需提供金融业务许可证、营业执照复印件);

(三) 上年度对外担保业务及合规情况(新成立银行除外);

(四) 本年度的业务开展计划;

(五) 外汇局要求的其他材料。

九. 实行余额管理的境内银行,其指标可以由该银行直接使用,也可以分解给该银行的境内分支机构(包括对指标实行集中管理、在境内没有设立法人机构的外国银行分支行)使用。

十. 银行提供融资性对外担保,应严格控制在外汇局核定的指标范围内,被担保人不受与境内机构的股权关系、净资产比例和盈利状况等限制,但应符合国家有关担保等法律法规以及行业监管部门的相关管理规定。

十一. 银行提供非融资性对外担保,其被担保人或受益人至少有一方应为在境内依法注册成立的法人,或至少有一方应由境内机构按照规定在境外设立、持股或间接持股的机构。

十二. 银行总行或对指标实行集中管理的主报告行应及时汇总本行全部对外担保情况,并于每月初5个工作日内向所在地外汇局办理对外担保定期备案手续,填报《境内银行对外担保汇总备案表》、《境内银行新签约融资性对外担保逐笔备案表》和《境内银行融资性对外担保履约逐笔备案表》(见附件3(1)、(2)、(3))。银行按上述规定办理备案手续的,视同登记,外汇局不再为银行出具对外担保登记证明文件。

以银行境内分支机构名义提供的对外担保,该分支机构也应当按上述要求向所在地外汇局报送相关数据,但不纳入外汇局系统对外担保数据统计。

银行在指标内提供的融资性对外担保,不以外汇局备案为生效要件。超出指标擅自提供对外担保,按照《办法》等规定处理。

十三. 境内非银行金融机构和企业提供对外担保,应向外汇局逐笔申请核准。对外担保业务笔数较多、内部管理规范的非银行金融机构和企业(包括外商独资企业),其提供对外担保(包括融资性和非融资性担保),可参照本通知第五、八条规定的程序,以法人为主体向外汇局申请核定余额指标。在核定的指标范围内,境内非银行金融机构和企业提供对外担保,无需向外汇局逐笔申请核准。

(一) 担保人为非银行金融机构时,其指标核定依据参照本通知第六、七条办理。

(二) 担保人为企业时,其净资产与总资产的比例原则上不低于15%,外汇局为企业核定的余额指

标或逐笔核准的对外担保余额不得超过其净资产的 50%。

十四. 非银行金融机构和企业提供对外担保应当遵守下列规定：

（一）非银行金融机构和企业提供对外担保，被担保人应当符合以下条件：

1. 担保人为非银行金融机构时，被担保人须为在境内依法注册成立的法人或者境内机构按照规定在境外设立、持股或间接持股的机构。

担保人为企业时，被担保人须为担保人按照规定程序在境内外设立、持股或间接持股的企业。

2. 被担保人净资产数额应当为正值。

3. 被担保人最近三年内至少有一年实现盈利。如被担保人从事资源开发类等长期项目的，则最近五年内至少有一年实现盈利。被担保人成立后不满三年（一般企业）或五年（资源开发类企业）的，无盈利强制性要求。

境内房地产开发商为非居民房屋按揭贷款向境内银行提供的回购担保不受本项规定的限制。

（二）实行余额管理的非银行金融机构和企业如提供属于下列情形的对外担保，须逐笔报外汇局核准：

1. 拟提供的对外担保，在指标规模、净资产数额以及盈利条件等方面不符合本通知及相关规定的，应经所在地外汇分局逐笔报国家外汇管理局核准。
2. 担保标的为融资性合同项下的债务偿还义务，被担保人融资目的用于收购境外企业（目标公司）的股权；或者被担保人为境外企业（目标公司）股权转让合同项下的股权受让方（付款方），担保标的为股权转让合同项下股权转让款支付义务的，应报担保人所在地外汇分局核准，且担保人应提供国家境外投资主管部门对相关企业（被担保人或其关联企业）在境外参与项目投资或收购的批准文件（相关操作指引见附件 4）。

经外汇局逐笔核准的对外担保纳入指标控制范围。指标不足的，外汇局在逐笔核准时同时调整其指标。

（三）未实行余额管理的外商独资企业，应参照一般企业的管理原则办理对外担保逐笔核准、逐笔登记等相关手续。

- (四) 非银行金融机构和企业应在对外担保合同签约后 15 日内, 到所在地外汇局办理对外担保逐笔登记手续。对于实行余额管理的对外担保, 所在地外汇局应按照相关规定对除担保人自身以外的其他资格条件进行审核, 并出具对外担保登记证明文件。

十五. 境内机构对外担保发生履约时, 应按照规定办理有关履约手续:

- (一) 银行提供融资性和非融资性对外担保, 若发生对外履约, 可自行办理对外担保履约项下对外支付。其对外担保履约资金可以来源于自身提供的外汇垫款、反担保人以外汇或人民币形式交存的保证金, 或者发生债务违约后反担保人支付的款项。

非银行金融机构和企业发生对外担保履约, 须向所在地外汇局逐笔申请核准, 其办理对外担保履约时可以购汇。

- (二) 银行或非银行金融机构作为担保人时, 其反担保人能够主动履行反担保付款义务的, 反担保人可以凭担保履约证明文件在银行直接办理购汇或支付手续, 担保人自行办理相关外汇资金的入账。对外担保项下债务人主动履行对担保人还款义务的, 债务人、担保人可自行办理各自的付款、收款手续。

债务人或反担保人由于各种原因不能主动履行还款、履约义务的, 担保人以合法手段从债务人或反担保人清收的人民币资金, 可参照银行代债务人结售汇相关规定办理购汇。

- (三) 企业作为担保人或第(二)项所指反担保人的, 其向债务人追偿所得资金为外汇的, 经外汇局核准后可以办理结汇。

十六. 境内保险公司提供对外担保时, 其数据报送和履约参照银行进行管理, 即对外担保履约不需要外汇局核准, 并按照第十二条实行对外担保定期备案。

十七. 境内机构提供对外担保, 均适用以下规定:

- (一) 境内机构提供对外担保, 应当符合国家担保法律、法规以及行业监管部门与担保业务有关的管理规定, 并加强相关风险控制。
- (二) 境内机构提供对外担保, 如被担保人为在境内、外设立的合资企业, 其提供对外担保不受境内、外机构股权投资比例的限制。
- (三) 为境外投资企业提供融资性对外担保的, 担保项下资金不得以借贷、股权投资或证券投资等形式直接或通过第三方间接调回境内使用。境内担保人或境外投资企业在境内的母公司应当

监督被担保人取得的资金用于被担保人在境外的生产经营活动。

(四) 境内机构提供非融资性对外担保, 根据业务具体需要, 在完整描述担保义务的前提下, 可以不在合同中约定明确的担保金额和期限。在办理对外担保核准、登记、备案手续时, 外汇局或担保人可将担保项下合同中与担保方付款义务关联度最高的金额和期限确定为担保项下相关履约义务的参考金额和期限, 但担保人在担保项下的实际付款义务不受参考金额和期限的限制。

(五) 对外担保项下债务金额不受担保人外汇收入规模的限制。

(六) 除本通知另有规定外, 境内机构应按照《办法》、《境内机构对外担保管理办法实施细则》([97] 汇政发字第 10 号, 以下简称《细则》) 及其它相关规定办理对外担保签约、登记、变更、履约以及注销手续。

(七) 对外担保项下债权债务转让, 应符合外汇管理规定。

十八. 境内机构为境内或境外机构(债务人)向其境外担保人提供的反担保, 按对外担保进行管理, 提供反担保的境内机构和作为被担保人的境内或境外机构须符合本通知规定。

境内机构按对外担保规定为境内或境外机构(债务人)提供对外担保时, 其他境内机构为债务人向提供对外担保的境内机构提供反担保, 不按对外担保进行管理, 但需符合相关外汇管理规定。

十九. 担保人对外提供抵押、质押等, 应符合抵押、质押物主管部门的相关规定。

担保人为自身合法对外债务或其他对外付款义务提供对外抵押、质押等, 不受对外担保相关资格条件的限制, 不需要纳入指标管理或向外汇局申请逐笔核准, 但应到所在地外汇局办理对外担保定期备案或逐笔登记。若发生对外担保履约, 非银行金融机构和企业应向外汇局申请逐笔核准。

担保人为第三方债务提供抵押、质押, 除有特殊规定外, 在资格、条件方面适用与第三方保证相同的外汇管理规定。

二十. 外汇局应对境内机构对外担保业务进行监督检查。对擅自提供对外担保、超过核定指标提供对外担保或不按本通知等相关规定办理对外担保业务的, 外汇局可视情节采取核减当年指标、从余额管理改为逐笔核准方式等措施, 并依据《中华人民共和国外汇管理条例》及其他相关规定予以处罚。情节严重的, 按规定暂停其对外担保业务。

二十一. 各外汇分局接到本通知后, 应尽快转发辖内中心支局和金融机构。

二十二. 本通知自文发之日起施行。《办法》第五条第一款、《细则》第二十一条自本通知发布之日起停止执行。2005 年 8 月 16 日公布的《国家外汇管理局关于调整境内银行为境外投资企业提供融资性对外担保管理方式的通知》(汇发[2005]61 号)等相关规范性文件同时废止(详见附件 5)。国家外汇管理局发布的其他法规与本通知有关内容不一致的, 以本通知规定为准。

附件一 : 《****年对外担保余额指标需求表》

附件二 : 《境内机构提供对外担保余额指标申请表》

附件三 : 《境内银行对外担保汇总备案表》、《境内银行新签约融资性对外担保逐笔备案表》、
《境内银行融资性对外担保履约逐笔备案表》

附件四 : 《境内机构提供对外担保逐笔核准申请表》、《境内机构提供对外担保逐笔核准操作指引》(略)

附件五 : 《对外担保废止文件清单》

附件1

XXXX年对外担保余额指标需求表

填制单位：国家外汇管理局

分局

单位：万美元

机构类别	机构名称	上年度实际核定指标	上年度指标使用率	本年度指标需求规模	上年末本外币合并的实收资本或营运资金(1)	上年末外汇净资产(2)	上年度对外担保履约金额	上年度对外担保合规情况	分局拟核定指标(3)	金融机构指标核定倍数(3)/(1)	金融机构指标核定倍数(3)/(2)	企业净资产总额(4)	企业净资产与总资产的比例	企业对外担保余额与净资产的比例	企业指标核定倍数(3)/(4)	指标需求补充说明
银行类金融机构																
非银行金融机构																
小计																
企业																
小计																
合计																

制表人：

联系电话：

负责人签名：

联系电话：

填表日期：

年 月 日

注：1、此表由分局于每年5月15日之前集中向总局填报。

2、“上年度对外担保合规情况”，填“是”表示合规，填“否”表示有违规情况（另附说明）。

附件 2

境内机构提供对外担保余额指标申请表

填表单位名称（盖公章）

申请人名称： 申请人类型：银行类金融机构（ ） 非银行金融机构（ ） 企业（ ） 上年度核定余额指标：（ ）亿美元 核定时间： 年 月 本年度拟申请余额指标：（ ）亿美元	
一、 申请人报送材料情况： 1. 申请报告（ ）； 2. 金融业务许可证（金融机构适用）、营业执照复印件（初次申请时提交）（ ）； 3. 上年度合并的资产负债表和损益表（ ）； 4. 上年度外汇资金来源和运用情况表（金融机构适用）（ ）； 5. 上年度对外担保业务及合规情况（新成立机构除外）（ ）； 6. 外汇局要求的其他材料（ ）。	
二、 申请人财务状况： 上年末资产总额（ ）亿元人民币，负债总额（ ）亿元人民币，净资产总额（ ）亿元人民币，对外担保余额（ ）亿美元。 （一）申请人为金融机构： 上年末本外币合并的实收资本或营运资金（ ）亿美元，外汇净资产（ ）亿美元； （二）申请人为企业： 1. 上年末对外担保余额与净资产比例为（ ）%； （ ）是否符合规定标准（小于 50%）。 2. 上年末净资产与总资产比例为（ ）%； （ ）是否符合规定标准（不低于 15%）。	
三、 上年度对外担保情况： 1. 上年末融资性对外担保余额（ ）亿美元，非融资性对外担保余额（ ）亿美元； 2. 上年度融资性对外担保签约额（ ）亿美元，非融资性对外担保签约额（ ）亿美元； 3. 上年度融资性对外担保履约额（ ）亿美元，非融资性对外担保履约额（ ）亿美元。	
四、 需要说明的问题（可另附页）： 联系人： 联系电话： 填表报送日期： 年 月 日	

注：1、此表由指标申请机构向外汇局填报，填写时请在（ ）内填写金额，在（ ）打√或×符号。

2、填表内容请提供相关支持或证明材料。

附件3(1)

境内银行对外担保汇总备案表

填制单位：(公章)

报告期： 年 月

单位：万美元

项目名称	报告期发生额		期初余额	期末余额	上年末余额
	笔数	金额			
1、已核定对外担保余额指标					
2、未使用对外担保余额指标额度					
3、融资性对外担保					
3.1以境内机构为被担保人					
3.2以境外机构为被担保人					
3.2.1为境外被担保人向境内债权人提供的担保					
4、非融资性担保					
4.1以境内机构为被担保人					
4.2以境外机构为被担保人					
4.2.1为境外被担保人向境内债权人提供的担保					
5、对外担保履约					
5.1融资性担保履约					
5.1.1以境内机构为被担保人					
5.1.2以境外机构为被担保人					
5.1.2.1为境外被担保人向境内债权人提供的担保					
5.2非融资性担保履约					
5.2.1以境内机构为被担保人					
5.2.2以境外机构为被担保人					
5.2.2.1为境外被担保人向境内债权人提供的担保					
6、融资性对外担保到期					

制表人：

联系电话：

负责人签名：

填表日期： 年 月 日

注：1、此表由银行于每月初5个工作日内以纸质和电子邮件方式向当地外汇局填报。

2、分支机构向所在地外汇局报送的数据，仅供备案使用，不纳入当地外汇局报总局的统计数据范围。法人机构以及负责对外担保余额指标集中管理的外资银行主报告行，应当填报全辖数据。

3、“未使用对外担保余额指标额度”，是指“已核定对外担保余额指标”减去“融资性对外担保”。

4、融资性对外担保期末余额=期初余额+报告期发生额-报告期到期额（6）。

5、对外担保履约是指在债务人违约时，银行使用自有资金或者反担保人（保函申请人）资金办理的担保项下对外支付。

附件3(2)

境内银行新签约融资性对外担保逐笔备案表

填制单位：（公章）

报告期： 年 月

单位：万美元

[illegible]

制表人：

联系电话:

负责人签名:

填表日期: 年 月 日

注:1、此表由银行于每月初5个工作日内以纸质和电子邮件方式向当地外汇局填报。

2、编号由银行自行编写。

3、“是否与境内企业有股权关联”，是指被担保人是否为境内机构或者由境内机构按照规定在境外设立、持股或间接持股的企业。

4、经外汇局逐笔审批的对外担保，请在“备注”栏填写外汇局批准文号。对签约进行变更的，在“备注”栏注明“变更”。

附件3(3)

境内银行融资性对外担保履约逐笔备案表

填制单位：(公章)

報告期: 年 月

单位：万美元

[illegible]

制表人：

联系电话:

负责人签名:

填表日期： 年 月 日

注:1、此表由银行于每月初5个工作日内以纸质和电子邮件方式向当地外汇局填报。

2、编号为对外担保签约时由银行给予的编号。

3、履约时银行发生外汇垫款的,在“备注”栏填写“外汇垫款”。

附件 4(1)

境内机构提供对外担保逐笔核准申请表

填表单位名称（盖公章）

申请人名称： 申请人类型：1、非银行金融机构（ ） 2、企业（ ） 担保性质：1、对外保证（ ） 2、抵押（ ） 3、质押（ ） 4、其他（ ） 担保项下主债务金额：（ ）万美元 币种： 期限：（ ）年 担保项下受益人名称：
一、申请人报送材料情况 1、申请报告（ ）； 2、对外担保合同意向书和对外担保项下主债务合同意向书（ ）； 3、经注册会计师事务所审计的担保人、被担保人上年度末会计报表（ ）； 4、外汇局要求提供的其他文件：如被担保人在境内依法注册的营业执照（ ）；境外投资主管部门的批准文件（ ）；外汇局境外投资外汇登记证明（ ）；二级及以下子公司与一级子公司的股权关系证明文件（ ）；总行对分支机构的书面授权（ ）；对外担保余额指标的使用及履约情况报告（ ）；金融业务许可证（ ）；境外投资主管部门关于境外收购或竞标项目的批准文件（ ）；股权转让合同（ ）；抵押物的所有权证明或相关批准文件（ ）；其他：
二、担保人情况 上年末资产总额（ ）万元人民币，负债总额（ ）万元人民币，净资产总额（ ）万元人民币。 本年度对外担保余额指标（ ）万美元，实际提供对外担保余额（ ）万美元，其中：融资性对外担保余额（ ）万美元，非融资性对外担保余额（ ）万美元；履约额（ ）万美元。 （一）申请人为非银行金融机构： 上年末本外币合并的实收资本或营运资金（ ）万美元，外汇净资产（ ）万美元。 （二）申请人为企业： 1. 上年末对外担保余额与净资产比例为（ ）%；（ ）是否符合规定标准（小于 50%）； 2. 上年末净资产与总资产比例为（ ）%；（ ）是否符合规定标准（不低于 15%）。
三、被担保人情况 上年末资产总额（ ）万美元，负债总额（ ）万美元，净资产总额（ ）万美元； 1.（ ）净资产总额是否符合规定标准（为正值）； 2.（ ）被担保人最近三年（资源开发类企业为五年）是否发生连续亏损。
四、需要说明的问题（可另附页）：
联系人： 联系电话： 填表报送日期： 年 月 日

注：1、此表由申请机构向外汇局填报，填写时请在（ ）内填写金额，在（ ）打√或×符号。

2、填表内容需提供相关支持或证明材料。

附件 5

对外担保废止文件清单

1. 《关于请中资外汇指定银行报送对外担保余额管理有关情况的通知》（[97]汇资函字第 072 号）
2. 《国家外汇管理局关于解释境内机构提供对外担保有关规定的函》（汇函[1999]24 号）
3. 《关于中国银行所询对外出具保函问题的复函》（汇复[2000]97 号）
4. 《关于提供对外担保有关问题的批复》（汇复[2000]239 号）
5. 《国家外汇管理局关于调整境内银行为境外投资企业提供融资性对外担保管理方式的通知》（汇发[2005]61 号）

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。